

熊本県立松橋西支援学校高等部生徒心得（細則）

生徒は、次のことがらを守り、松橋西支援学校の生徒として自覚と誇りのある行動をする。

第一章 規律・礼儀

- 1 松橋西支援学校の生徒として気持ちのよいあいさつや言葉遣いをし、互いを思いやり尊重し合う。
- 2 生徒は、生徒心得に従い、礼儀や節度ある行動を心がける。

第二章 通学

- 1 通学の際は、制服を着用し、交通ルール・マナーを守り、決まった経路で通学する。
- 2 バス、電車等では、乗車の順番や車内でのマナーを守り、周囲に迷惑をかけない。特に、高齢者や小さな子ども、体が不自由な方にはすすんで席をゆずる。
- 3 登下校の時刻を守る。
 - (1) 始業時刻 9：00（上益城分教室は、8：50）
 - (2) 終業時刻 15：00（上益城分教室は、15：25）
 - (3) 終業時刻以降、学校に残る場合は、学級担任や係の先生の許可を受ける。
- 4 通学について、自転車通学を希望する者は、校長に許可願を提出し、許可を受けるとともに交通ルール・マナーを守り、決まった経路で通学する。また、使用する自転車は「自転車保険への加入」及び「定期点検整備」を行い、安全を確保したものとする。なお、高等部生徒の通学は自力通学又は保護者送迎を原則とする。

第三章 学校生活

- 1 校舎への出入りは、生徒昇降口を利用し、自分の靴は靴箱に整理整頓して入れる。
- 2 学校内の公共物を大切にし、故意に破損した場合は、弁償する。
- 3 学校内の物品を使用する場合は、教師の許可を得る。

第四章 欠席・遅刻

- 1 欠席
 - (1) 病気やその他の理由でやむを得ず欠席する場合は、必ず保護者から学校に早めに連絡する。
 - (2) 忌引きの場合は、必ず保護者から学校に早めに連絡する。忌引きの期間は以下のとおりとする。

父母＝7日間	祖父母＝3日間	兄弟姉妹＝3日間
曾祖父母＝1日間	伯父・伯母・叔父・叔母＝1日間	

- 2 遅刻
始業時刻に遅れる場合は、保護者から学校に事前に連絡する。

第五章 頭髪・服装

- 1 髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならないようにする。高校生としてふさわしい髪型や服装とする。
- 2 制服の移行期間はその時の気候、個々の生徒の体調等に応じて考慮する。
- 3 通学や授業、行事の際には制服を着用する。その他の活動においては、原則として指定された体操服及び作業服を着用する。

第六章 その他のきまり

- 1 高校生として健康的な生活を送るために、運動・休養・睡眠・栄養等のバランスを考え、規則正しい生活をする。
- 2 身分証は常に携帯しておく。紛失した際には直ちに届け出て再交付を受ける。
- 3 自分の持ち物には必ず記名する。
- 4 外出する時は、必ず行き先や帰宅時間を家族に伝え、許可を取ってから出かける。
※帰宅時間（4月～9月：午後7時まで、10月～3月：午後6時まで）
- 5 夜間（帰宅時間以降）の外出は、保護者同伴とする。
- 6 交際は、お互いを尊重し、高校生としてふさわしい交際であること。
- 7 アルバイトについては、原則禁止とする。
- 8 携帯電話等の所持については、生徒と保護者が十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルール（料金・フィルタリング等）を守って使用する。また、校内で使用する際には 職員の許可なく使用することを禁止する。
- 9 原付バイク・自動車の免許取得を希望する者は、校長に願を提出し許可を受け、保護者の責任において行う。（「運転免許に関する諸規定」に基づく。）
- 10 以下の行為を禁止する。
 - (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用・暴力・脅迫行為・いじめ・刃物その他危険物の所持、窃盗、交通規則違反行為、わいせつ行為等、その他の諸法律や条例で定められた禁止事項
 - (2) 金銭や物品の貸し借り、人の物の無断借用、他人が傷つくような言動
 - (3) 原則として学校生活に必要な金銭や物品の学校への持ち込み
 - (4) 危険な場所・立入禁止の場所への出入り

【熊本県少年保護条例】

 - ①崖、海ぞい、河川など、ケガや命の危険のおそれがある場所への出入り
 - ②18歳未満の立ち入りが禁止されている場所への出入り（パチンコ店、マージャン店、キャバレーなど）
 - ③午後11時以降の18歳未満の立ち入りが禁止されている場所への出入り（ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、ボーリング場、バッティングセンターなど）

【宇城地区県立学校生徒指導参考資料】

危険な場所（崖、海ぞい、河川など）や、パチンコ店、マージャン店、キャバレー、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、ビリヤード場への出入り

 - (5) 携帯電話やインターネット等を利用した個人情報、他人を傷つけるような情報の発信
 - (6) 教育活動の場を利用し、政治活動等（選挙運動、政治活動、投票運動）を行うこと
 - (7) 放課後や休日等であっても、学校の構内（学校の物的管理下、校舎内、敷地内）での政治活動等を行うこと
 - (8) 放課後や休日等に学校の構外で行う政治活動等については、家庭の理解のもと、自ら判断して行うものであるが、違法なもの、暴力的なものと認められる場合
- 11 特別な指導及び懲戒処分について
上記10で禁止された行為や社会のルールを守れない場合、及び本校生徒としてふさわしくない行為が見られた場合は、学校長の判断のもと特別な指導または、懲戒処分を行う。